

政令第三百三十八号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。

- 一 その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合
- 二 その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかでない場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認められる場合

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

狂犬病予防法の規定により登録を受けた犬について、その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合等において、市町村長がその犬の登録を削除することができることとする必要があるからである。